

令和6年度改正建設業法等の施行に伴う規程等改正一覧

規程等名称	主な改正点	(1) 営業所技術者等	(2) 技術者制度	(3) 金額要件	(4) その他(体裁修正等)	分類		新旧 対照表	適用	備考
						工事	業務委託		2月	
[例規改正]										
① 愛媛県工事執行事務取扱規定細則	・「監理技術者補佐」の根拠法令を建設業法第26条第3項ただし書から、同法第26条第3項第2号に改める。		●			●	●	●	●	
② 愛媛県入札者心得（電子入札用）	・「監理技術者補佐」の根拠法令を建設業法第26条第3項ただし書から、同法第26条第3項第2号に改める。 ・主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額について、現行の4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）を4500万円（建築一式工事の場合は9000万円）に引き上げる。 ・下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限について、現行の4000万円を4500万円に引き上げる。		●	●		●	●	●	●	
③ 工事請負契約書	・「監理技術者補佐」の根拠法令を建設業法第26条第3項ただし書から、同法第26条第3項第2号に改める。		●			●		●	●	
④ 工事請負契約書様式	・「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に改める。 ・「特例監理技術者」を削除する。 ・「監理技術者補佐」の根拠法令を建設業法第26条第3項ただし書から、同法第26条第3項第2号に改める。 ・雇用証明として「健康保険被保険者証の写し」を求めないこととする。 ・主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額について、現行の4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）を4500万円（建築一式工事の場合は9000万円）に引き上げる。 ・下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限について、現行の4000万円を4500万円に引き上げる。	●	●	●	●	●		●	●	
⑤ 愛媛県余裕工期設定工事に係る事務取扱要領	・「特例監理技術者」を削除する。		●			●		●	●	
⑥ 工事完成時における主任（監理）技術者の専任及び現場代理人の常駐に係る取扱いについて	・主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額について、現行の4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）を4500万円（建築一式工事の場合は9000万円）に引き上げる。			●		●		●	●	
⑦ 現場代理人の設置について	・「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に改める。 ・主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額について、現行の4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）を4500万円（建築一式工事の場合は9000万円）に引き上げる。	●		●	●	●		●	●	
⑧ 現場代理人の常駐義務緩和措置について（詳細）	・主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額について、現行の4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）を4500万円（建築一式工事の場合は9000万円）に引き上げる。			●		●		●	●	
⑨ 現場代理人と主任技術者との兼任の取扱いについて	同上			●		●		●	●	
⑩ 愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領	・「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に改める。 ・「特例監理技術者」を削除する。 ・「監理技術者補佐」の根拠法令を建設業法第26条第3項ただし書から、同法第26条第3項第2号に改める。 ・主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額について、現行の4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）を4500万円（建築一式工事の場合は9000万円）に引き上げる。	●	●	●		●		●	●	
⑪ 愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領	・「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に改める。 ・「特例監理技術者」を削除する。 ・「監理技術者補佐」の根拠法令を建設業法第26条第3項ただし書から、同法第26条第3項第2号に改める。 ・主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額について、現行の4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）を4500万円（建築一式工事の場合は9000万円）に引き上げる。	●	●	●		●		●	●	
⑫ 愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱	・主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額について、現行の4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）を4500万円（建築一式工事の場合は9000万円）に引き上げる。			●		●		●	●	
⑬ 低入札価格調査方法について（工事）	同上			●		●		●	●	様式のみ
⑭ 愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）	同上			●		●	●	●	●	
⑮ 建設業法施行規則第17条第2項又は同規則第17条第5項に規定する人員の配置を示す計画書	・建設業法施行規則第17条第2項又は同規則第17条第5項に規定する人員の配置を示す計画書について、愛媛県発注工事における様式を定める。		●			●		●	●	様式のみ